

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	被災者台帳の作成に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和3年8月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務								
②事務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要があるため、被災者台帳の整備を行う。 ・災害時において、主に被災者への罹災証明書の発行や災害見舞金の支給などの各種支援業務を行う。 								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	被災者支援システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の属性情報を管理する。 ・罹災証明書を発行する。 ・被害を受けた家屋属性情報を管理する。 ・見舞金の給付など、被災者支援に関係する各種支援制度を管理する。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[] その他 ()								
システム2～5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一36の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 56の2の項 (2)情報提供の根拠 なし 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第30条 (2)情報提供の根拠 なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理部危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	被災者台帳の作成を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報:以下のために保有 ①本人への連絡等のため ②家族への連絡等のため ・地方税関係情報:被災者台帳の円滑な作成のため保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和元年7月16日
⑥事務担当部署	危機管理課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (課税課、戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	災害発生時に被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため								
④使用の主体	使用部署	課税課、収納推進課、市民交流課、戸籍住民課、福祉総務課、住宅政策課、危機管理課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 被災者台帳の作成に関する事務 ・住基情報から被災者台帳を作成する。 2 各種支援制度の適用状況の管理に関する事務 ・住家等の被災状況に応じた支援金等の給付状況を登録し、各種支援制度の適用状況を管理する。 3 罹災証明書の発行に関する事務 ・把握した住家等の被災状況に基づき、罹災証明書を発行する。								
	情報の突合	被災者の確認(支援対象者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と支援関係情報の突合を行う。							
⑥使用開始日	令和1年8月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム保守業務	
①委託内容	被災者支援システムの保守運用	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社松阪電子計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 世帯情報

世帯番号、現住所コード、現郵便番号、現住所、現番地(番)、現番地(号)、現番地(部屋番号)、現番地、現住所方書、前年の総所得金額

2. 個人情報

世帯番号、識別番号、住記/外録区分(住民記録、外国人登録)、カナ氏名、漢字氏名、外字(使用有無)、生年月日、性別、続柄、続柄名称、個人番号

3. 住家等情報

家屋キー、住所コード、郵便番号、住所、番地(番)、番地(号)、番地(部屋番号)、番地、住所方書、所有者キー

4. 所有者情報

所有者キー、漢字氏名、カナ氏名、住所コード、郵便番号、住所、番地(番)、番地(号)、番地(部屋番号)、番地、住所方書

5. 災害関係情報

調査番号、住家等番号、物件所在地、番地、所有者氏名、所有者住所、被害状況、建物用途

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人等からの申告等の情報は、本人の個人番号カード等、法令が認める本人確認の方法に従い、適切に本人確認を行う。 ・被災者支援システムの管理者権限がある職員のみが入力できる設計とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索、情報提供ネットワークシステムへの連携)以外ではユーザに利用されないようなセキュリティ制御を実施している。また各業務に対しての利用可否権限を設定し利用不可業務については利用できないようセキュリティを施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ログイン画面にて生体認証を行ったうえで、ユーザID/パスワードを入力する。その入力内容にてログイン可否、利用権限を制御している。元職員についてはユーザ使用可否の設定を不可にすることでアクセス権を削除可能
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び伊勢市個人情報保護条例第56条から第62条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回(従事者等に変更があった場合はその都度)行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。</p>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
②請求方法	伊勢市個人情報保護条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 危機管理部危機管理課 電話:0596-21-5523
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月3日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

